

2 付随問題の問題点

遺産分割の協議や調停の席で、付随問題が生じ、こじれますと、肝心の遺産分割について協議も調停も成立しない場合が生じますが、遺産分割の協議や調停が成立しなければ、遺産分割は審判の場に移ることになります。

しかし、その遺産分割の審判では、付随問題を解決してもらえないことはありません。具体的相続分の算定にも、遺産分割方法の決定にも、つながる問題ではないからです。

付随問題を持ち出し、そのため遺産分割の協議や調停が成立しない状態になると、遺産分割は審判でなされることになりますが、審判手続では、付随問題は一切取り上げられません。ですから、その場合は、付随問題に時間をかけて話し合うことが全く無駄になってしまいます。

付随問題には、そのような無駄な時間を作るという問題があります。

なお、判例タイムズNo.1137（2004. 2. 10）に掲載された「遺産分割事件処理の実情と課題」は、東京家庭裁判所の裁判官によって書かれたものですが、調停では、付随問題については、ある程度のところで打ち切るべきものとしております。

付随問題は、多くの場合、感情から発する問題です。

実務では、多くの付随問題が話し合われ、5年間も調停に時間をかけたがまとまらず、調停はいったん取り下げられ、その数年後、再度遺産分割の調停を申し立てた際、家庭裁判所に、直接家事審判官が調停を進めることを要請し、受け入れられ、家事審判官が付随問題を取り上げないで1年間で調停を成立させた例もありますが、付随問題は、ときに、遺産分割の成立を阻害又は遅延させる問題にもなっているのです。